

いじめ重大事態に係る調査報告書

■■■■■■■■■■ いじめ対策委員会

令和8年3月11日

目次

第1	当委員会の設置目的等	
1	当委員会の開催に至る経緯	4
2	本報告書における関係者の表記	5
3	■■■■の相関図	5
第2	当委員会の基本方針と活動	
1	基本方針	5
(1)	調査の目的	5
(2)	調査の対象	6
(3)	調査の方法	6
2	当委員会の調査経過	6
第3	当委員会が聴取した内容	
1	■■■■A	7
2	■■■■B	9
3	■■■■C	10
4	■■■■D	11
5	■■■■E	12
6	教師F	12
7	教師G・教師H	13
第4	当委員会が確認した事実（いじめに関係するもの）	
1	事案Ⅰ	15
2	事案Ⅱ	16
3	事案Ⅲ	17
4	事案Ⅳ	18
第5	当該■■■■学校のいじめ防止対策基本方針について	
1	組織 いじめ対策委員会	19
2	いじめの定義	20
3	いじめ防止等の対策に関する基本姿勢	20
4	いじめ防止等のための取組	20
5	いじめの早期発見のための取組	21
6	いじめに対する早期解決のための取組	21
7	いじめ防止等のための取組に対する評価	22

第6 再発防止策のための提言

- 1 当該■学校への提言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 2 市教育委員会への提言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

第1 当委員会の設置目的等

1 当委員会の開催に至る経緯

本事案は、市内●学校●●●●●●（以下●●●●A）の保護者から令和7年9月8日（月）午前8：00に学校に電話連絡があり、発覚した。内容は以下の通りである。

「子供がしばらく学校に行きたくない。いじめを受けて、自傷行為をしている。詳細は管理職を交えて話をしたい。」（後日通院し、メンタル不調により服薬）

午前9：00 ●●●●Aの保護者が来校し、教頭、学年主任、担任で対応する。内容は以下の通りである。

●●●●Aが「関係者4名 ●●●●●●（以下●●●●B）、●●●●●●（以下●●●●C）、●●●●●●（以下●●●●D）、●●●●●●（以下●●●●E）」から、主に悪口によるいじめを受けている。今後、長期的に欠席をさせていただく。給食と教材購入等を止める。関係者の顔を見たくないの話し合いや謝罪はいらない。今回の件を相手の親に伝えてほしい。学級にも欠席の理由を伝えてほしい。●●●●●●の●●●●は辞退する。」

この日以降、学校を欠席しているため、欠席30日となり、いじめ重大事態第2号事案として取り扱った。

●●●●Aと●●●●●●4名との事実関係の把握、また、●●●●Aの当該学校での生活についての困り感などの事情確認をするために、●●●●●●（以下教師F）や●●●●●●の担任（教師G）、●●●●●●の担任（教師H）にも調査を対象として、いじめ対策委員会による調査を実施することとした。

当委員会は、羽生市いじめ問題調査審議会条例に基づき、令和7年12月10日（水）より、本事案について審議を行った。本事案において審議を行った委員名簿は、以下のとおりである。

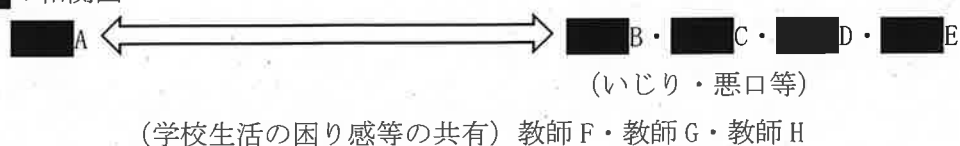
	氏 名	区 分
1	●●●●●●	弁護士
2	●●●●●●	スクールカウンセラー
3	●●●●●●	スクールソーシャルワーカー
4	●●●●●●	スクールソーシャルワーカー
5	●●●●●●	●●●●●● 校長
6	●●●●●●	●●●●●● 教頭
7	●●●●●●	●●●●●● ●●●●●●
8	●●●●●●	●●●●●● 生徒指導主任
9	●●●●●●	●●●●●● ●●●●●● 生徒指導担当
10	●●●●●●	●●●●●● ●●●●●● 生徒指導担当
11	●●●●●●	●●●●●● 特別支援学級生徒指導担当
12	●●●●●●	●●●●●● 教育相談主任
13	●●●●●●	●●●●●● 養護教諭

14	■■■■■	■■■■■ 特別支援教育コーディネーター
15	■■■■■	■■■■■ ■■■■■
16	■■■■■	■■■■■ ■■■■■

2 本報告書における関係者の表記

本報告書における関係者の表記は前述したように「■■■■■A」、「■■■■■B」、「■■■■■C」「■■■■■D」「■■■■■E」に加え、本事案が発生した■■■■■学校に勤務する教員について、「教師F」、「教師G」、「教師H」とする。

3 ■■■■■の相関図



第2 当委員会の基本方針と活動

1 基本方針

(1) 調査の目的

当委員会の調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、事実関係を可能な限り明らかにし、学校の設置者及び学校が事実に向き合うことで、事案の解明、当該事態への対処や同種の事態発生防止を図ることを目的としている。また、本調査は関係者の任意の協力を前提とした調査であり、事実関係が全て明らかにならない場合や重大な被害といじめとの関係性について確実なことが言えないことも想定されている。このことを■■■■■A、■■■■■B、■■■■■C、■■■■■D、■■■■■Eのそれぞれの保護者に対して学校から説明し、羽生市いじめ問題調査審議会において確認した。

本事案においては、それぞれの話には違いがあり、当委員会としては可能な限り書面等の資料を収集し、関係者を聴取するなどして資料収集に努めたが、本調査は自ずと限界があり、当委員会の調査で認定した事実はいくまでも当委員会が収集した資料に基づく判断である。

本調査はいじめ防止対策推進法及びそれを受けて制定されている羽生市いじめ問題調査審議会条例に基づいて行われているため、いじめの定義は、いじめ防止対策推進法に基づく定義を用い検討している。なお、調査を進めるにあたり、いじめ防止対策推進法及びいじめの重大事態の調査に関するガイドラインを参考に、中立・公正な調査を行うこととする。

(2) 調査の対象

本調査において調査の対象としたのは、以下の点である。

- ①令和7年9月8日(月)に保護者連絡で判明した悪口に関する言動について、
■A・■B・■C・■D・■Eがとった言動について。
- ②■Aの困り感への学校の対応について

(3) 調査の方法

調査方法について、当委員会において協議をし、委員の合意に基づいて進めた。また、委員による関係者への聴取を行う際には、複数の委員で聴取を行った。

当該■学校から、本事案の資料で関連するものについては、可能な限り提供を受け、当委員会において検討を行った。

聴取対象は以下のとおりであり、のべ4時間30分の聴取を行った。

- ①■A ②■B ③■C ④■D ⑤■E ⑥教師F ⑦教師G ⑧教師H

2 当委員会の調査経過

当委員会において、本事案に係る調査のために行った協議及び聴取の活動経過は以下の表のとおりである。

	日時	内容	場所
第1回	令和7年12月9日 (火)	■A保護者への説明 (■学校から)	■ (校長室)
第2回	令和7年12月10日 (水)	■いじめ対策委員会において、 ①事案の報告と確認、②調査の日程及び調査方法の検討	■ (■)
第3回	令和7年12月18日 (木)	■E保護者への説明 (■学校から)	■ (校長室)
第4回	令和7年12月19日 (金)	■D保護者への説明 (■学校から)	■ (校長室)
第5回	令和7年12月19日 (金)	■C保護者への説明 (■学校から)	■ (校長室)
第6回	令和7年12月22日 (月)	■B保護者への説明 (■学校から)	■ (校長室)
第7回	令和7年12月24日 (水)	■A(保護者同伴)聴取	■ (■)
第8回	令和8年1月9日 (金)	■B、■C、■Dへの聴取	■ (■)
第9回	令和8年1月21日	■Eへの聴取	■

	(水)		■ (■)
第10回	令和8年1月28日 (水)	■ いじめ対策委員会において、 ①聴取の報告、②事実関係及び対応についての協議	■ (■)
第11回	令和8年2月17日 (火)	教師F、教師G、教師Hへの聴取	■ (校長室)
第12回	令和8年2月25日 (水)	いじめ問題調査審議会において、 報告書の協議	■ (■)
第13回	令和8年3月2日 (月)	■ A保護者への説明 (■ 学校から)	■ (電話連絡)
第14回	令和8年3月11日 (水)	いじめ問題調査審議会において、 報告書の協議	■ (■)
第15回	令和8年3月	■ A保護者への説明 (■ 学校から)	■ (校長室)

第3 当委員会が聴取した内容

本事案は、当事者である■ Aがいじめの被害を申告しているが、■ B・■ C・■ D・■ E、■ の教員は、一部確認できている部分はあるが、それぞれの言い分に違いがある。そのため、特に確認する内容を慎重に比較する必要があることから、■ Aからの聴取した内容を確認し、その後に関係■ B・C・D・Eの相違点も含めて聴取を行い、いじめに関連する事実について比較しながら調査を行った。以下は、関係者への聴取に基づいて確認した内容である。

1 ■ A (学校での聴取の内容)

※Aの様子 (終始涙・母は後方で聞いている・メモを見て話している。)

※母は本人がなかなか話せない時に話したり、本人の話を補ったりする際に話をしている感じ。

主訴 いろいろな人に(悪口等を)言われて、学校に来るのがしんどくなった。

事案I

○ ■ Bからの悪口の内容について

- ・ ■ になり、4月の終わりごろに席替えをした頃いじられる。
- ・ 休み時間や授業中に1対1で言われ、周りに人がいたかはわからない。

○ ■ Bからいじられた内容は以下の通りである。

- ・ 毎日、顔でいじられ、やめてと言ってもやめてくれない。
- ・ その他に、一重のこと、不細工、一重に生まれてかわいそうと言われる。

- ・世界一不細工な魚のあだ名を付けられた。
- ・自分でも気にしているが、太っていると馬鹿にされた。
- ・[]の中でも「ブス」などと悪口を送信されたことがあった。
- ・[]Bとの関係について
- ・[]年生の最初の頃くらいに[]をすることがあった。

事案Ⅱ

○[]Cからの悪口の内容について

<「友達がいらない」ことについて言われる>

- ・週に2・3回、休み時間やたまたま一人でいる時に言われていた。
- ・廊下に出て友達と話せばいいのにと、友達いないもんねと話してきた。
- ・クラスで良く2人きりで話すから、まわりは多分聞いていない。
- ・いじっているのか、ノリで言っているのか分からないけど、なぜか言ってくる。

<「陰キャ」と言われる>

- ・あまり自分から誘うタイプではないので、そうしていると陰キャだと言われた。
- ・無視していたが、学校に来るときに言ってきたから、馬鹿にしているのかなと感じていた。
- ・私のことを嫌い、馬鹿にしたり、いじりやノリとかで言ったりしているのかもしれないが、意外と傷付くからつらい。

[]Cとの関係について

- ・[]Cとは学校以外では、[]のみんなで1回だけ遊んだことがある。

事案Ⅲ

○[]Dからの悪口の内容について

<[]で[]について指摘される>

- ・自分は普通に練習していたが、「下手くそ」「[]」と何回も言われた。
- ・多分[]か、前の[]が[]してから、週に2・3回くらい言われる。
- ・私にだけ聞こえるように言っており、周りには聞こえてなさそう。

[]Dとの関係について

- ・ふたりで遊ぶことがあった。[]で遊んだり、[]に一緒に行ったり、[]したこともある。[]の[]、[]も遊んでいる。

事案Ⅳ

○[]Eからの悪口の内容について

<[]年生の時、[]の人たちにうその情報、悪口を広められた>

- ・[]年生の1・2学期に、[]に所属していた[]Eが嘘の体重のことを広めた。

- ・[]の知り合いから、広められたり、いろいろな悪口を言われたりしていることを確認している。それなのに、話しかけてくることがあり、何がしたいのかと疑問を持った。

[]E との関係について

- ・[]E とは、7月末に[]に行った。

[]A がこの時点で[]BCDE と今後の接し方等について、次のように考えている。

- ・あまり会いたくはない
- ・直接謝ってほしいとかはない。
- ・関わりたくはない。
- ・学校に登校する気持ちはない。

[]A の聴き取りの中で[]、[]について話があったため、事案V～事案VIとして以下に記載する。

事案V

○ []の人間関係について

- ・[]の予定が配られず、わからなくなり、学校に行きたくなくなった。
- ・普段、連絡が分からない時に聞く友人も分からないと言い、困っていた。
- ・話す相手もないし、学校に行きたくない。
- ・[]からは、予定について聞いた際に話があった。

事案VI

○ []

- ・[]
- ・[]
- ・[]
- ・[]
- ・[]
- ・[]
- ・[]
- ・[]

2 []B（学校での聴取の内容）

○ []A との関係について

[]年生の終わり（3学期）頃から[]で話すようになる。学校ではほぼ、しゃべって

いない。2学期から、違う人につなげてもらい、[]で委員会等の話をした。

[]年生のころは[]でやり取りはほぼない。[]はやっていない。

[]年生1学期になってから、話をすることは増えてきたが、きっかけとかは覚えてない。休み時間に日常会話とか、第三者のコイバナとかを一对一でしていた。

○事案Ⅰについて

<「毎日、顔でいじられ、やめてと言ってもやめてくれない。」という[]Aの発言に対して>

- ・[]年生のころ、「自信過剰」じゃないの？と言った。
- ・その中で自意識過剰とかブス（と同義の言葉）とかを言った。
- ・鼻について、鼻プチが入っていて、それについて言った。
- ・「お前の顔じゃこの人とも付き合えないけどな」と言った。
- ・何か言った時に失笑していたこともあった。
- ・相手が自分に対して言ったことに対して「お前もな」とかは言った。
- ・失笑で終わったり、「お前もマスク詐欺」と言われたりした。

言っている関係性だと思ったから言っていた。お互い悪口を言い合い、言われたことはある。遊び感覚で言い合える関係性だと思っていたことから、このような発言があった。

<「その他に、一重のこと、不細工、一重に生まれてかわいそう」というAの発言に対して>

- ・目について、クマがあることから「パンダに似てね？」と言った。
- ・[]Aがこんな顔に生まれてこなければよかったと言った際「かわいそうだね。ドンマイ」と返した。

<「世界一不細工な魚のあだ名を付けられた」という[]Aの発言に対して>

- ・[]の話をしていて、取り上げていた人がニュードウカジカに似てない？みたいな話をしたが、本人には絶対言っていない。

<「自分でも気にしているが、太っていると馬鹿にされた」という[]Aの発言に対して>

- ・僕がやせた話をしたことはあるが、言っていない。

[]Bの中では、言ってしまったことに対してごめんなさいという謝罪の気持ちはあり、反省する様子は時折見られている。

3 ■■■C（学校での聴取の内容）

○■■■A との関係について

- ・■■■A とは、話が合う友達だと思っており、クラスの中では結構仲が良かった。
- ・■■■の事、アニメの話、テストの話などをしている関係だった。
- ・とくにアニメの話では、私この作品にはまっている等、意見がよく合うので反対の意見は出なかったし波長が合っていた。

○事案Ⅱについて

＜「友達がいけないことについて言われる」という■■■A の発言に対して＞

- ・友達だと思っていたから、ふざけて「テストの点数が悪かったのでテストの点数が低くない？もう少し勉強した方がよくない？」などと言った。
- それに対して■■■A はへらへらしている。点数が低かったことを感じていないようにみえた。
- ・他に友達いる？などの話をしたことはない。
- ・■■■は一緒。移動教室では一緒に行っていた。

＜「陰キャと言われる」という■■■A の発言に対して＞

- ・言ったことはない。本人が自分で言っていた。
- 「陰キャ」について、■■■A は特に気にしていない様子で明るい感じだった。

今後の■■■A との関係について、次のように考えている。

- ・今後、■■■A が学校に来られたらいいと思っているが、■■■とも感じている。
- ・何で来られなくなったのだろうという気持ちがある。
- ・■■■A から「宿題をやっていないどうしよう」と言われ、■■■C 「頑張ってよ！」などのやりとりをしたことがある。

4 ■■■D（学校での聴取の内容）

○■■■A との関係について

- ・もともと仲が良く、ふたりで遊ぶことがあった。■■■で遊んだり、■■■と一緒にいたり、家に来たりしたこともある。2年生の夏祭り、夏休み中も遊んでいる。
- ・■■■A から、「夏休みの宿題教えて。」「答え見せて。」と言われ、「無理。」と答えたところ、「ケチ。」と言われて、そのあとは何と言っていいかわからなくなった。この件以降、連絡が取れない状況である。

○事案Ⅲについて

< [] との [] A の発言に対して >

- ・ [] に [] A が [] をかえた後 [] に、「 [] 」とは言ったが、「へたくそ」とは言ってない。 [] に向けて、精度（クオリティ）を高めたいから、 [] と確認しながら、言った方がいいかなという意味で言っている。
- ・ [] A も「やっぱそうだよね。」と自覚している感じがあった。

< 「私にだけ聞こえるように言っており、周りには聞こえてなさそう」という [] A の発言に対して >

- ・ 誰に対しても同じように指摘することはある。

5 [] E（学校での聴取の内容）

[] A との関係について

- ・ [] A とは、 [] に行った。
- ・ 9月頃まで、 []、 [] で連絡をするなどの関係はあった。

○事案Ⅳについて

< 「 [] の人たちに個人情報や悪口を広められた」という [] A の発言に対して >

- ・ [] 1・2学期に、 [] に所属していた [] E が体重のことを広めた。
- ・ 友人から「 [] A はこれ位の体重」と聞いて、「～キロらしいよ。」と [] に言ってしまった。
- ・ 後で、 [] A が「言ったでしょ。」と怒って言ってきた際、即、謝った。 [] でも謝った。許してないような感じだけど、「いいよ。」と言ってもらっている。気まずくなるのを避けたかったのだろうと考えた。

今後の [] A との関係について、次のように考えている。

- ・ 今後は [] などたくさん話せなくても、心配だから連絡を取りたい。急に連絡来なくなったから気になっている。

6 教師 F（学校での聴取の内容）

○事案Ⅴについて

< [] >

- ・ []
- ・ []
- ・ []

・ [REDACTED]
・ [REDACTED]
< [REDACTED] >
・ [REDACTED]
・ [REDACTED]
[REDACTED]
・ [REDACTED]
・ [REDACTED]
・ [REDACTED]
[REDACTED]

7 教師 G、H（学校での聴取の内容）

○事案Ⅵについて

【教師 G と教師 H からの聴取内容】

< [REDACTED] >
・ [REDACTED]
・ [REDACTED]
・ [REDACTED]
・ [REDACTED]

【教師 G からの聴取内容】

< [REDACTED] >
・ [REDACTED]
・ [REDACTED]
・ [REDACTED]
・ [REDACTED]
・ [REDACTED]
・ [REDACTED]
・ [REDACTED]
・ [REDACTED]
・ [REDACTED]
・ [REDACTED]
・ [REDACTED]
・ [REDACTED]
・ [REDACTED]
・ [REDACTED]
・ [REDACTED]

< [REDACTED] >
・ [REDACTED]

- ・ [REDACTED]
[REDACTED]
- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED]
[REDACTED]
- ・ [REDACTED]
[REDACTED]
- ・ [REDACTED]
[REDACTED]

【教師 H からの聴取内容】

- < [REDACTED] >
- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED]
- < [REDACTED] >
- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED]
- < [REDACTED] >
- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED]
- [REDACTED]

第4 当委員会が確認した事実（いじめに関係するもの）

本件では、[REDACTED] A がいじめを受けた旨の被害申告をしている。しかし、当事者同士の話に食い違いがある。そこで、当事者らの話を時系列順に検討した上で、いじめ防止対策推進法に基づくいじめにあたる事実があるかどうかを評価することとする。あわせて、本調査の目的を踏まえた場合、まずは学校としてどのような対応をすべきであったかという点について示すことが再発防止に資すると考えられることから、どのような指導が必要だったかという点について、一定の検討を行うこととする。なお、この指導については、唯一絶対的な対応という趣旨ではなく、あくまでも例示であり、具体的な対応については個別具体的な事案ごとに検討されるべきである。

1 事案 I

■B から、■年生の 4 月終わりごろから、いじられたり、悪口を言われたりするようになったという点がいじめにあたるかという点について

(1) 当委員会が確認した事実について

当委員会は、■A が■B から、「からかいや冗談のようなつもりではあるが、いじったり、悪口を言ったりしている」という行為があったという事実を確認した。

いじられた内容は以下の通りである。

- ・毎日、顔でいじられ、やめてと言ってもやめてくれない。
- ・その他に、一重のこと、不細工、一重に生まれてかわいそうと言われる。
- ・世界一不細工な魚のあだ名を付けられた。
- ・自分でも気にしているが、太っていると馬鹿にされた。
- ・■の中でも「ブス」などと悪口を送信されたことがあった。

(2) 認定の理由

○■B からの聴取内容から

＜「顔でいじられ、やめてと言ってもやめてくれない」という■A の発言に対して＞

- ・■のころ、「自信過剰」じゃないの？と言った。
- ・その中で自意識過剰とかブス（と同義の言葉）とかを言った。
- ・鼻について、鼻プチが入っていて、それについて言った。
- ・「お前の顔じゃこの人とも付き合えないけどな」と言った。
- ・何か言った時に失笑していたこともあった。
- ・相手が自分に対して言ったことに対して「お前もな」とかは言った。
- ・失笑で終わったり、「お前もマスク詐欺」と言われた。

■B は「言っている関係性だと思ったから言った。お互い悪口を言い合い、言われたことはある。遊び感覚で言い合える関係性だと思っていた。」とある。

＜「その他に、一重のこと、不細工、一重に生まれてかわいそうと言われる」という■A の発言に対して＞

- ・目について、クマがあることから「パンダに似てね？」と言った。
- ・■A がこんな顔に生まれてこなければよかったと言った際「かわいそうだね。ドンマイ」と返した。

＜「世界一不細工な魚のあだ名を付けられた」という■A の発言に対して＞

- ・■の話をしていて、取り上げていた人がニュードウカジカに似てない？みたいな話をしたが、本人には絶対言っていない。

＜「自分でも気にしているが太っていると馬鹿にされた」という■■■■Aの発言に対して＞

・僕がやせた話をしたことはあるが、言っていない。

なお、悪口等を言ってしまったことに対して■■■■Bは、「ごめんなさい」という謝罪の気持ちがあることを訴えている。

(3) 確認した事実がいじめにあたるか否かの評価

■■■■Bからの聴取内容から、「言っていない関係性だと思ったから言った。お互い悪口を言い合い、言われたことはある。遊び感覚で言い合える関係性だと思っていた。」とある。しかし、聴取内容からお互いが認識しているところがあり、それが、■■■■A自身気にしている部分への言及であり、心身の苦痛を与えるものであったと認められるため、いじめに該当すると評価できる。

(4) 本事案に対する考察

■■■■Aと■■■■Bが対話をしていた時に起きたできごとであるが、お互いの心の中にあるものを理解せずに、言っても大丈夫だという安易な認識から言葉が発せられている。実際は心の中で嫌悪感を抱いているかもしれないと考えるなど、他人の気持ちをしっかりと受け止めず、行動してしまったことが原因である。学校においても、道德教育の充実を図り、授業の中で「主として人との関わりに関すること」についてじっくり取り組む。発問を工夫するなどし、他者の心情を考える機会をたくさん設け、日常生活で実践できるようにさせたい。また、日常的・継続的に言葉が発せられていた点から、学校として早期に把握、対応することが必須である。

2 事案Ⅱ

■■■■Cから「友達がいらない」や「陰キャ」などと言われたという点がいじめにあたるかという点について

(1) 当委員会が確認した事実について

当委員会は、■■■■Aと■■■■Cの聴取内容から、「友達がいらない」や「陰キャ」などの悪口を言われたという事実を確認することができなかった。

(2) 認定の理由

○■■■■Cからの聴取内容から

＜「友達がいらないことについて言われる」という■■■■Aの発言に対して＞

・■■■■Aを友達だと思っていたから、「テストの点数が悪かったのでテストの点数が低くない？もう少し勉強した方がよくない？」などと言った。それに対して■■■■Aはへ

らへらしている。点数が低かったことを感じていないようにみえた。

- ・「他に友達いるか」などの話を■■■■Aとしたことはない。
- ・■■■■や移動教室では一緒に行っていた。

＜「陰キャと言われる」という■■■■Aの発言に対して＞

- ・言ったことはない。本人が自分で言っていた。「陰キャ」について、■■■■Aはとくに気にしていない様子で明るい感じだった。

なお、■■■■Cは、■■■■Aに対して次のような感情をもっている。

- ・今後、■■■■Aが学校に来られたらいいと思っているが、関わるのが怖いとも感じている。
- ・■■■■Aから8月末、夏休み終わりに「宿題をやっていないでしょう」と言われ、■■■■Cは「頑張ってよ！」などのやりとりをしたことがある。

(3) 確認した事実がいじめにあたるか否かの評価

■■■■Aは、■■■■Cから「友達がいらない」「陰キャ」などと言われたことがあると訴えている。しかし、■■■■Cの聴取内容からは事実関係、精神的物理的の行為を確認することができないため、いじめであると評価することはできない。この件に関して、■■■■Cは■■■■Aのことを仲の良い友達であると認識しており、「友達がいらない」や「陰キャ」などと考えたことはなく、そんなことを言うことはないという意識である。■■■■Aが学校に登校することができればよいと考えているが、関わるのが怖いとも話している。

(4) 本事案に対する考察

今回は、■■■■Aと■■■■Cのお互いの言い分が違うため、事実の認定ができない。お互いの言葉や行動から、真意が伝わらず、意思疎通が図れなかったこの経験から、お互いの心情を理解することはとても難しいことが理解できた。■■■■理解を深めるためには、定例で行われる生徒指導委員会や教育相談委員会において、■■■■の情報交換の他にも、■■■■から現在までの生活状況の共有、今後起こりうる事案等を予想して対応にあたる必要がある。管理職のリーダーシップにより、担任、学年職員、生徒指導担当なども含め、常に組織で対応し、■■■■のトラブルを未然に防ぐ所存である。

3 事案Ⅲ

■■■■Dから、■■■■における■■■■に対して指摘される行為がいじめにあたるという点について

(1) 当委員会が確認した事実について

当委員会は、■Aと■Dの聴取内容から、「下手くそ」などの指摘があった点について、事実を確認することができなかった。

(2) 認定の理由

○■Dからの聴取内容から

- ・■(5,6月頃)と、■Aが■をかえた後(夏休み最後の週)に■とは言ったが、「へたくそ」とは言ってない。■に向けて、精度(クオリティ)を高めたいので、仲間と確認しながら言っている。
- ・■Aも「やっぱそうだよね。」と自覚している感じがかった。
- ・2回(1回目は5,6月頃、2回目は夏休み最後の週)くらい言ったことがある。
- ・誰に対しても同じように指摘することはある。

(3) 確認した事実がいじめにあたるか否かの評価

■Dは、■に向けて、精度(クオリティ)を高めたいという一心から、■Aに■について指摘したようである。この指摘は、精神的物理的行為として認められる行為はない。従って、いじめであると評価することはできない。

(4) 本事案に対する考察

この件に関しても、■Aと■Dのお互いの言い分が違うため、事実の認定ができない。■Dの■に関する指摘は、「精度を高めたい」という気持ちからであって、仲間を鼓舞する意味も込められていると考える。■Aは自分なりに言われることはわかっている感じはあったようで、お互いが気持ちよく活動できるようにする言葉かけや配慮について、■には考える機会を設けたい。今後、お互い助け合いながら活動できるように、教職員自らが言葉かけを考慮し、導く必要がある。

4 事案Ⅳ

■Eが■年生の時に、■に対して■Aに関する個人情報(体重)を広めたという点がいじめにあたるかについて

(1) 当委員会が確認した事実について

当委員会は、■Eが■Aに関する個人情報(体重)を■らに広めていた点について、事実を確認した。

(2) 認定の理由

○■Eからの聴取内容から

- ・■年生の1、2学期に、■していた■Dが体重のことを広めた。

- 19

- ・いじめの疑いに関する情報や問題行動等に係る情報の収集と記録、共有、認知の判断、事案対処
- ・学校基本方針の点検・見直し
- ・いじめ防止に係る校内研修等の企画
- ・学校基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正等
- ・いじめの相談・通報の窓口

(3) 開催

この委員会は、週1回開催するが、重大事態等必要に応じて校長が招集することができる。

2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法の定義と同様である。

3 いじめ防止等の対策に関する基本姿勢

(1) 学校に通う[]たちが、安心して学習やその他の活動に取り組むよう、いじめを根絶する。

(2) いじめは心身に深刻な影響を及ぼす決して許されない行為であることを[]自ら理解する。

(3) 相手の痛みがわかり、思いやる心を育て、[]自らいじめの根絶を目指す。

(4) いじめの早期発見・早期解決をする。

4 いじめ防止等のための取組

(1) いじめ防止強化期間の実施

いじめ防止のための継続的な啓発のため、学期1回いじめ防止強化期間を設定し、校長講話やいじめ防止アンケート、[]いじめ撲滅キャンペーンを実施する。

(2) いじめ防止等のための教職員研修の実施

いじめ防止等のための専門的知識や技能を高めるための研修を実施する。

(3) 道徳教育の充実

学校の教育活動全体を通して、豊かな心を育み、道徳的实践力を育成する。道徳の時間に、他の人との関わりに関する内容を取り上げて指導する。

(4) インターネット等の情報教育の充実

インターネット・携帯電話の活用能力を向上し、安全で正しい使い方を身に付けるよう情報モラルの育成に努める。インターネット・携帯電話安全教室や防犯教室を実施する。

5 いじめの早期発見のための取組

(1) 対象の学校生活アンケートの実施

学期1回、対象に学校生活アンケートを配布し、その結果に応じて面談を実施する。

(2) 日常の観察の実施

学校における健康観察や授業中、休み時間、などの日常生活からの実態を把握し、情報共有に努める。

(3) 家庭訪問・三者面談の実施

家庭訪問、保護者会、三者面談等の保護者の相談ができる体制づくりをする。

(4) 学校だより・だよりによる啓発

学校だよりやだより等の情報発信により、いじめ防止や早期発見の重要性について啓発する。

(5) 学校関係者・地域との連携

学校運営協議会委員や民生委員・主任児童委員等の地域関係者との協議会を実施する。

(6) 保護者対象のアンケートの実施

年2回、保護者対象のアンケート調査を実施し、いじめの早期発見に努める。

(7) 相談体制の充実

及び保護者がいじめに関わる相談を行うことができるようスクールカウンセラーやなどの関係職員による相談窓口や相談体制を整備する。

6 いじめに対する早期解決

(1) 速やかな事実の有無の確認

いじめに係る相談を受けた場合、速やかに事実の有無を確認する。

(2) いじめの再発防止

いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発防止のため、いじめを受けた[]及び保護者に対する支援といじめを行った[]への指導及び保護者への助言を継続して行う。

(3) いじめの事案に係る情報共有

いじめの関係者間におけるいざこざが生じないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有し必要な措置を講じる。

(4) 重大ないじめへの対応

極めて重大ないじめが起きた場合は、教育委員会及び警察署等の関係機関と連携して対処する。

(5) ネット等の不適切な書き込み

LINE、メール、ネット上の書き込みを把握した場合は、早期に削除依頼をする。

7 いじめ防止等のための取組に対する評価

[]・保護者対象に学校評価を実施し、いじめ防止等のための取組の改善に努める。

第6 再発防止策のための提言

1 当該[]学校への提言

(1) 未然防止のための取組

いじめ対策のために何か特別なことをするのではなく、日々の授業や行事を改善する中でいじめが生まれにくい風土を作り出す未然防止の取組をサイクルで進める。

第一に、今、起きている事象と比べ、起きていない事象の場合、教職員が危機感を実感しにくいという点があり、そうすると、本当は緊急性が高いはずの事象であったとしても、まだ起きていない段階であれば後回しになることも起こってしまう。

第二に、既に起きてしまった事象に対する取組と比べ、起きていない事象に対する取組の場合、教職員が成果を実感しにくいという点がある。事後対応の場合には、取組の手応えを問題解消という形で感じられるが、未然防止の場合には、起きていたはずの事象が起きなくて済んだという形にしかない。ある程度の期間が経った後でしか手応えや変化を実感できないことも多く、取組が低調になったり、持続できなかつたりしがちである。

そうした実施や持続が困難な未然防止の取組を積極的に進めるには、まだ顕在化していない児童生徒の課題を積極的に発見する試みと、そこで明らかになった課題を解決していくための教育課程の策定と実行、その結果を定期的に点検し、この間の一連の過程を見直す作業、そして、それらを繰り返すという、サイクルで進める取組が重要になってくる。その具体例として、『生徒指導リーフ増刊号 2』に示されている「学校いじめ防止基

本方針」の策定から実施、点検、見直しに至る、以下の①～⑥の一連の手順を参考とする。

- ①「課題（アンケート等の客観的な指標を用いた実態把握に基づく）」を明らかにする
- ②「目標（課題から導かれた、短期的、中・長期的）」を決める
- ③「行動計画（目標を実現するための具体的な年間計画）」を立てる
[上記①～③を「学校いじめ防止基本方針」として策定]
- ④「実行（上記「行動計画」の実施）」
- ⑤「点検（取組評価アンケート等の客観的な指標を用いた実態把握に基づく）」
- ⑥「（学校いじめ防止基本方針の）見直し」

※点検の回数は、年間に3回（3学期制に準じた形）を想定している。

（2）■■■■の心の状態の把握といじめの早期発見

■■■■が苦痛を感じているような相談、訴えがあっても「この程度のことはいじめではない」「友人関係のトラブル」「これはただのけんか」「日常茶飯事のことだから」と教職員個人が判断してしまい、結果として問題が大きくなってしまいうケースがある。■■■■が感じる苦痛の程度は個人差があり、教職員の思い込みや価値観にとらわれることなく、■■■■の思いを理解することが大切である。■■■■が苦痛を訴えていた場合は、いじめの疑いに該当すると捉えることが必要であり、いじめを訴えた■■■■の気持ちに寄り添い、訴えを把握した上で、十分な事実確認を行うことが求められる。

いじめの発見のきっかけの多くは、「アンケート等調査」「本人の訴え」「教員による発見」「保護者の訴え」などがあり、「アンケート等調査」による発見の割合が高いと言われている。しかし、あくまでもアンケートは1つの手法であり、アンケートの計画的・効果的活用を検討するとともに、教職員が日頃から危機意識を高くして、複数の目でいじめの発見に努め、迅速かつ適切に対応することが重要である。以上のことを踏まえ、具体的な改善方策を提言する。

ア. アンケート調査等の工夫・在り方

- ・学校は月に1回程度実施し、そのうち少なくとも1回はアンケート用紙を自宅に持ち帰らせるなどして、保護者の考えも汲み取れる工夫をする。
- ・アンケートの実施にあたっては、記名の有無や質問項目を検討して実施するとともに、必要に応じて、学校運営協議会委員や保護者の意向を取り入れ、臨時で実施するなど、柔軟に対応する。
- ・アンケートの実施後は、速やかに内容の確認を複数の目で行い、少しでもいじめに関係すると思われる内容が見いだされた時には、迅速に対応する。
- ・聞き取りを行う場合、アンケートを記入した■■■■が特定されないように配慮しながら聞き取りをするとともに、関係保護者への連絡を丁寧に行い、今後の対応について、■■■■や保護者に寄り添った対応をする。

イ. 定期的な面談の実施

- ・学校は1人1人の[]理解に努めるとともに、[]が悩んだり、困ったりしたときに相談しやすい存在となるよう、人間関係を深めることが大切である。定期的な面談の実施をするとともに、必要に応じて担任以外が面談することにより、複数の教職員が[]と関わり、多角的、多面的な対応をすることができる。
- ・アンケート等調査と合わせて面談を実施することも効果的である。
- ・面談で得た内容について、校内で必ず共有する。

(3) 保護者に寄り添った対応

いじめの問題の解決のためには保護者との連携は極めて重要なものである。保護者は、自身の子どもの学校生活について様々な悩みを抱えている。学校はその悩みに寄り添うとともに、親身な対応で保護者との信頼関係を構築していくことが大切である。保護者から訴えがあった場合は、「その行為が実際に事実として行われたのかどうか」「どのような内容であったか」ということを含む情報の整理をし、今後の[]への聞き取りについての対応を組織として協議する必要がある。また、今後の対応の方向性についても保護者に丁寧に説明し、保護者の意向にも寄り添いながら対応していく必要がある。初期対応が遅れたり、保護者との意思疎通が不十分であったりすると、早期解決が困難になり、事態が複雑化してしまうので、丁寧に情報提供する必要がある。また、聞き取った内容をもとに、校内のいじめ防止等の対策委員会を立ち上げ、指導や対応を協議するとともに、全教職員で内容を共有し、「組織」で解決していくことが求められる。以上のことを踏まえ、具体的な改善方を提言する。

ア. []・保護者の思いに寄り添った対応

- ・受容、傾聴、共感の姿勢をもって、[]・保護者の相談を聞き、「訴え」を正確に把握する。
- ・対応を進めるにあたっては、[]・保護者の意向を十分に聞き、その心情に配慮しながら対応する。

イ. 保護者連絡の方法

- ・学校は「子どもの安心・安全が最優先であること」「子どもたちの命を預かっていること」を常に意識し、学校で起きたことに関して、保護者へ情報提供する必要がある。
- ・当該保護者に対して、正しい情報をこまめに、丁寧に連絡するとともに、関係保護者に対しても個人情報に配慮しつつ、丁寧に連絡する。

ウ. 関係機関及びSC（スクールカウンセラー）・SSW（スクールソーシャルワーカー）との連携

- ・学校は関係機関と連携し、必要に応じて、保護者へ情報提供する。
- ・学校は不安や悩みを抱える[]や保護者に対して、心理の専門家である SC に相談できるよう相談体制を整える。また、相談内容に応じて、養護教諭や福祉とつなぐ役割にあたる SSW との情報共有を行い、支援策について組織的に検討し、支援を行う。

(4) いじめに対する学校の組織対応の在り方

いじめが起きた時の対応の際、特定の教職員が情報を抱え込み、組織に報告しなかったことで、後にトラブルとなる場合がある。問題を個人で抱えることなく、組織で情報共有し、複数の視点から[]の変化に対応できる体制を確立することが必要であるとともに、関係機関と連携し、個々の課題に対してきめ細かく指導や支援ができる体制を整えることが重要である。また、組織対応において、管理職のリーダーシップが必要不可欠となる。校長がリーダーシップを発揮し、生徒指導主任などを中心とした協働的な指導・相談体制を構築することで、いじめの未然防止、早期発見、事実確認、事案への対処等を組織として明確に進めることができる。さらに、迅速かつ丁寧な初期対応を組織的に行うことで、問題解決がより可能となる。そのためには、対応の記録を確実に残し、事例の経過について学校が組織で共有し、管理職をはじめ全教職員が確認できるようにしておくことが重要である。以上のことを踏まえ、具体的な改善方策を提言する。

ア. 初期対応の在り方

- ・担任や初めに対応したものの任せにせず、管理職も積極的に関わり、チームとして対応する。
- ・役割分担を明確にし、迅速かつ丁寧に対応するとともに、情報共有を密に行う。
- ・常に最悪の事態を想定して対応する。

イ. 記録のファイリング

- ・「いつ、どこで、誰が、誰に対して、何を、どのように」等、5W1Hに沿って、時系列に正確な情報を記録する。また、推測や主観を交えず事実のみを記載することが大切である。
- ・「その場での指導や対応」「[]がどのように話をしたか」等が分かるように、あらかじめ記録の様式を定めておくことも必要である。また、[]から聞き取った内容だけでなく、教職員の対応した記録も残しておく。
- ・対応の記録を残し、事例の経過について学校が組織で対応し、管理職をはじめ全教職員が確認できるようにしておく。

ウ. 管理職を中心とした組織的な対応

- ・基本方針を年度始めに職員会議や生徒指導委員会などで毎年確認する。

- ・いじめ対応の基本的な考え方について、職員に浸透するように、具体例に基づくケーススタディ型の研修等を定期的に行う。
- ・校内のいじめ防止等の対策委員会を設置し、委員を中心に、職員全員の共通理解を図るとともに、委員会を有効的に活用する。
- ・校内のいじめ防止等の対策委員会は、定期的な開催だけでなく、必要な時に臨時開催して対応する。
- ・多角的な視点や幅広い対応を行うために、関係諸機関及び SC・SSW との連携を図る。
- ・校内のいじめ防止等の対策委員会は、いじめの対応だけでなく、学校のいじめ防止基本方針が、学校の実情に即して適切に機能しているか否かについての点検を行うとともに、いじめ対策として進められている取組が効果的なものになっているかどうか、PDCA サイクルで検証を行うことも必要である。

エ. 指導における「謝罪」の在り方

- ・組織として対応し、謝罪をもって安易に解決せず、事実を明らかにするなど、謝罪に至る過程を大切に指導する。
- ・本人、保護者の意向を聞きながら、保護者との連携を密にして進める。
- ・解決の見届けを必ず行う。

2 市教育委員会への提言

羽生市では、「羽生市いじめ問題調査審議会条例」を制定し、また「羽生市いじめの防止等のための基本的な方針」を示している。各学校においては、その方針に基づき、「いじめ防止基本方針」を作成している。また、11月をいじめ防止強化月間と定めるなどして、児童生徒、保護者、教職員に対して、いじめ防止等の啓発を図りながら、いじめ防止に向けて取り組んでいる。具体的な取組として、以下の内容に取り組んでいる。

(1) いじめの防止等のために市及び教育委員会が実施すべき取組

- ・いじめの未然防止
教職員の資質向上や学校に対する支援、保護者や地域住民を対象とした啓発活動、学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実
- ・いじめの早期発見
いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備、教育相談体制の充実、専門的知識を有する者等の配置
- ・いじめの早期解消
各学校・各地域相互間の連携協力体制の整備、いじめに係る相談窓口の設置、いじめへの対応や対策の実施状況についての調査・研究、いじめを行った児童等の出席停止
- ・地域や家庭、関係機関等との連携
- ・羽生市いじめ問題対策連絡協議会や教育委員会の附属機関の設置

(2) いじめの防止等のために学校が実施すべき取組

・ いじめの未然防止

児童等の社会性や規範意識の向上、道徳教育・人権教育等の充実、児童等理解の深化と指導、児童等の自己肯定感を高める居場所づくりの推進、児童等自らがいじめについて学べる取組の推進、インターネット等を通じて行われるいじめの防止等のための啓発、いじめ防止強化期間の設定

・ いじめの早期発見

定期的なアンケートの実施、いじめチェックシートを活用した支援体制の整備、日常生活の中でのいじめに係る情報の把握、いじめに係る相談体制の整備、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制の構築、インターネット上のいじめチェックの実施

・ いじめの早期解消

児童等からいじめに係る相談を受けた際の安全確保、市及び教育委員会への報告及び被害・加害児童等の保護者への連等、いじめられた児童等又はその保護者への支援、いじめた児童等への指導又はその保護者への助言、いじめが起きた集団への指導、インターネット上のいじめへの対応

・ 学校いじめ防止基本方針の策定と公開

・ 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

・ 他校との連携、保護者・地域との連携

市内の小学校においては、いじめの認知件数が多く、小さいいじめも見逃さずに対応している。ただ、複数の教員が関わって、丁寧な対応をしていくという点に課題がある。

中学校においては、いじめの認知件数はやや少なく、表に出てこないいじめが潜んでいる可能性がある。教職員のいじめに対する認識と感度を向上させるという課題があるが、複数の目で関わり、組織的な対応ができるという利点があるため、その点をさらに生かす必要がある。

小学校と中学校のこれらの違いは、全て教科担任制の中学校と一部教科担任制の小学校の違いに起因するため、空き時間が少ない小学校では、情報共有も困難であり、組織的対応の重要さは分かりつつも、できにくい状況があるのも事実である。また、市内の全中学校には、さわやか相談室に相談員が配置されていて、生徒、保護者が教職員以外の人に気軽に相談できる相談体制が確立されているのにも関わらず、小学校には未配置の状況である。

教育委員会として、国、県、市からの限られた予算の中で、人的配置に工夫をしているが、現状では十分とは言えない。児童生徒の健やかな成長と発達のためには、学校現場のマンパワーを質量ともに上げることが大切である。以上のことを踏まえ、具体的な改善方策を提言する。

ア. いじめ対応及びいじめ防止対策についての啓発の強化

- ・校長会、教頭会と連携し、いじめ対応や防止対策について啓発を行う。情報共有だけでなく、事例を基に具体的な支援・指導を行う。
- ・小中一貫教育において、生徒指導主任や教育相談主任などへの啓発を行うとともに、各学校で行っている生徒指導部会や教育相談部会に必要な応じて指導主事が参加し、生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭への啓発を行う。

イ. 具体的かつ組織的な対応についての研修の実施

- ・研修の充実や教職員の資質・能力の向上を図るために、事例を活用した研修などを行う。
- ・各学校でいじめに関する研修を実施するための資料を作成する。
- ・各学校のいじめ撲滅に関する取組を把握し、取組の見届けを徹底する。
- ・各学校が作成しているいじめ防止基本方針の毎年の更新確認及び見届けを行う。

ウ. 関係機関及び SC・SSW との連携の強化

- ・学校、関係諸機関との密な連携、学校運営の独自性を尊重、信頼しつつも、必要と判断した場合は、一緒に取り組みながら指導、支援をする。
- ・教育相談室や SC・SSW、中学校配置の相談員との連携を強化し、効果的な活用をするための啓発をする。

エ. 人員の確保

- ・市内全ての小中学校の相談体制を強化する必要がある。
- ・市行政には、教育予算の増額を要望する。併せて、市として、県と国への教育予算増額の要望をされることを切望する。